

法人等の設立・変更・異動届について

小山市内に法人等の設立や事務所、事業所等の設置をした場合、また商号・所在地・資本金等、代表者などの変更があった場合は、速やかに法人等の設立・変更・異動届を提出してください。

事由	内容	添付書類
設立	法人設立	履歴事項全部証明書と定款の写し
	転入	
	支店設置	小山市内に初めて支店を設置の場合 すでに小山市内に支店があり、支店を追加設置の場合
変更	本店等所在地	変更事項を確認できる書類 (履歴事項全部証明書・定款・会議録の写しなど)
	商号・組織	
	資本金の金額等	
	事業年度	
	代表者	
	支店等所在地	なし
異動	解散	履歴事項全部証明書の写し
	清算終了	
	合併	履歴事項全部証明書と定款および合併契約書の写し
	廃止	なし
	休業・事業再開	

受付窓口

市民税課（本庁舎2階）

必要事項を記入・押印した届書及び添付書類を1部提出してください。

※ 控の必要な場合は、提出用届書と同じ内容の届書（提出用のコピーも可）を必ずご持参ください。

郵送による届出について

郵送による届出ができます。

必要事項を記入・押印した届書及び添付書類を1部送付してください。

※ 控の必要な場合は、提出用届書と同じ内容の届書（提出用のコピーも可）に「控」と記入し、切手を貼った返信用封筒を同封の上、送付してください。

《あて先》 〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所 市民税課 市民税第二係